

令和 年 月 日

様

# 契 約 書

京都桂川園久世障害デイサービスセンター

(指定生活介護事業)

社会福祉法人 京都社会事業財団

総合福祉施設 京都桂川園

# 利 用 契 約 書

## ◆◆目次◆◆

第1条（目的）.....	1
第2条（期間）.....	1
第3条（個別支援計画）.....	1
第4条（サービス内容）.....	1
第5条（利用者負担額及び実費負担額）.....	1
第6条（利用の中止、変更、追加）.....	2
第7条（事業所の基本的義務）.....	2
第8条（事業所の具体的義務）.....	2
第9条（事故と損害賠償）.....	3
第10条（損害賠償をしない場合）.....	3
第11条（契約の終了事由）.....	3
第12条（利用者からの中途解約等）.....	3
第13条（利用者からの契約解除）.....	3
第14条（事業者からの契約解除）.....	4
第15条（苦情解決）.....	4
第16条（協議事項）.....	4

社会福祉法人京都社会事業財団  
京都桂川園久世障害デイサービスセンター  
指定生活介護事業  
(京都市指定 第 2610581296 号)

## 京都桂川園 久世障害デイサービスセンター

### 「生活介護」利用契約書

様（以下「利用者」という）と社会福祉法人京都社会事業財団 理事長 野口雅滋（以下「事業者」という）は、利用者が事業所から提供されるサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

#### （目的）

第1条 本契約は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、事業所が利用者に対して必要な障害者総合支援法に基づく生活介護を適切に提供する事を目的とします。

#### （期間）

第2条 本契約の契約期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。但し契約期間終了時に双方に異存がなければ1年間毎に更新できるものとします。

#### （個別支援計画）

第3条 サービス管理責任者は利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援内容の把握に基づき到達目標を設定しサービス担当者会議を経て個別支援計画を作成します。

- 2 個別支援計画の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求めます。同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付します。
- 3 個別支援計画作成後、6ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求めます。

#### （サービス内容）

第4条 事業所が利用者に対して実施するサービス内容は重要事項説明書6の（1）（2）に定めるとおりとします。

#### （利用者負担額及び実費負担額）

第5条 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書8の（1）（2）及び（3）に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業所に支払います。ただし、障害者総合支援法に基づく介護給付費は、事業者が代理受領します。

- 2 前項の利用者負担額及び実費負担額は1ヶ月毎に計算し、翌月に請求しますので、重要事項説明書8の（4）に定める方法により支払うものとします。

#### (利用の中止、変更、追加)

第6条 利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。

- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書8の（3）に定める所定の取消料を事業者にお支払いただく場合があります。但し、利用者の体調等に緊急やむを得ない事由が発生した場合は、取消料はいただけません。
- 3 事業所は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更、追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する機関にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。
- 4 事業所は、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービスの内容を変更することができるものとします。

#### (事業所の基本的義務)

第7条 事業所は、利用者に対し自立の促進、生活の質の向上、身体機能の維持向上等を図ることができるよう、必要なサービスを適切に行います。

- 2 事業所は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

#### (事業所の具体的義務)

第8条 (安全配慮義務) 事業所は、サービス提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全、確保に配慮します。

- 2 (説明義務) 事業所は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- 3 (守秘義務) 事業所及びサービス従事者は、本契約によるサービス提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
  - (2) 事業所は利用者の緊急医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
  - (3) 前2項に拘らず、利用者に係る他の居宅支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者及び利用者の家族等に事前に同意を得た上で、個人情報を用いることができるものとします。
- 4 (身体拘束の禁止) 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、やむを得ず拘束を行う場合は、その時点で個別に説明を行うとともに同意を得ることとします。
- 5 (虐待防止) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、介護職員その他従業者に対して、研修を実施する等の措置を講ずるものとします。
- 6 (記録保存整備義務) 事業所は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。利用者もしくはその代理人は請求によりこれを閲覧

し、また実費を負担してコピーすることができます。

- 7 (緊急時などの対応義務) 事業所は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに利用者の主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

#### (事故と損害賠償)

第9条 事業所は、サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに利用者の家族及び関係機関等、市町村に連絡して必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、サービスを提供するにあたって、事業所の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

#### (損害賠償をしない場合)

第10条 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等必要事項の確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにより損害が発生した場合。

2 利用者がサービスの実施にあたって必要事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

3 利用者の急激な体調の変化、事業所の実施したサービスを原因としない事由により損害が発生した場合。

4 利用者が事業所、もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

#### (契約の終了事由)

第11条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合。
- (2) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業を閉鎖した場合。
- (3) 事業所の滅失や重大な破損により、サービス提供が不可能となった場合。
- (4) 事業所が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- (5) 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合。
- (6) 第2条の契約期間が満了し、契約更新をされない場合。

#### (利用者からの中途解約等)

第12条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとします。但し、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

2 利用者が、第1項の通知を行わずにサービスを利用しなくなった場合には、事業所が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

#### (利用者からの契約解除)

第13条 利用者は、事業所もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。
- (2) 事業所もしくはサービス従業者が第8条に定める義務に違反した場合。
- (3) 事業所もしくはサービス従業者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命、身体、財物、信用等を傷つけることなどによって、本契約を継続したい重大な事情が認められる場合。
- (4) 他の利用者が利用者の生命、身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業所が適切な対応をとらない場合。

(事業所からの契約解除)

第14条 事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 利用者に支払い能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた勧告にもかかわらず故意に支払わない場合。
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により他の利用者、事業所、サービス従事者の生命、身体、財物、信用等を傷つけることなどによって、本契約を継続したい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込まれない場合。
- (3) 利用者自身に起因する理由により自らの生命、身体を傷つけるなど、本契約によるサービス提供の継続しがたい事情が生じ、その改善が見込めない場合。
- (4) 利用者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。又は入院後3ヶ月経過しても退院出来ないことが明らかになった場合に契約を解除する場合があります。

(苦情解決)

第15条 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載されている第三者委員に苦情を申し立てることもできます。さらに行政機関及び都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情の申し立てを行うこともできます。

(協議事項)

第16条 本契約に定めされていない事項について問題が生じた場合には、事業所は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、双方署名・捺印のうえ、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

署名代筆者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

続 柄 (利用者との関係) \_\_\_\_\_

事業者

事業者名 社会福祉法人 京都社会事業財団  
所 在 地 京都市西京区山田平尾町17番地  
代 表 者 理事長 野 口 雅 滋 印

事業所

事業所名 京都桂川園久世障害デイサービスセンター  
所 在 地 京都市南区久世上久世町77-1  
管 理 者 施設長 柏 木 佐 織